

共 同 事 業 の 実 施 項 目 の 確 認

個人情報保護法では、「他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、又は、他の取り得るべき広報手段も用いて継続的に公表しなければならない。」と定められています。

当組合が実施している共同事業は、以下の通りですので、個人情報保護法の定めに基づき、実施している共同事業毎にその内容を、下記の通り公表します。

1. 被保険者の健康診査(以下「健診」という。)事業

項 目	内 容
(1) 共同事業の相手先	母体企業及びその委託機関
(2) 共同事業で個人データを利用する趣旨	被保険者の健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
(3) 共同して利用する個人データの項目	被保険者の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢及び健診結果のデータ等
(4) 個人データを取り扱う人の範囲	(共同事業の相手) 母体企業の産業医、看護師、健診担当者及び委託機関の医師、看護師、健診担当者等 (当組合) 当組合の常務理事、健診担当者
(5) 取り扱う人の利用目的	健診の事務処理、保健指導及び健康相談並びに健診結果の分析
(6) データの管理責任者の氏名または名称	(共同事業の相手) 母体企業の産業医・看護師及び委託機関の健診責任者 (当組合) 当組合の常務理事

2. 被扶養者の健診事業

項 目	内 容
(1) 共同事業の相手先	健康保険組合連合会福岡連合会北九州部会 及びその他委託機関
(2) 共同事業で個人データを利用する趣旨	被扶養者の健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
(3) 共同して利用する個人データの項目	被扶養者の健康保険証記号・番号、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢及び健康診査結果のデータ等
(4) 個人データを取り扱う人の範囲	(共同事業の相手) 北九州部会事務局の健診担当者、委託機関の医師、看護師及び健診担当者等 (当組合) 当組合の常務理事、健診担当者
(5) 取り扱う人の利用目的	健診の事務処理、健診、保健指導及び健康相談並びに健診結果の分析
(6) データの管理責任者の氏名または名称	(共同事業の相手) 委託機関の健診責任者 (当組合) 当組合の常務理事

3. 被扶養者の健診後の事後指導事業

項 目	内 容
(1) 共同事業の相手先	健康保険組合連合会福岡連合会北九州部会 及びその他委託機関
(2) 共同事業で個人データを利用する趣旨	被扶養者の受診後の保健指導及び健康相談
(3) 共同して利用する個人データの項目	被扶養者の健康保険証記号・番号、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢及び健康診査結果のデータ等
(4) 個人データを取り扱う人の範囲	(共同事業の相手) 北九州部会事務局の健診担当者、委託機関の医師、看護師及び健診担当者等 (当組合) 当組合の常務理事、健診担当者
(5) 取り扱う人の利用目的	健診後の事後指導に関する事務処理、保健指導及び健康相談並びに事後指導結果の分析
(6) データの管理責任者の氏名または名称	(共同事業の相手) 委託機関の健診責任者 (当組合) 当組合の常務理事

4. 満65歳以上の被扶養者の訪問健康指導事業

項 目	内 容
(1) 共同事業の相手先	訪問健康指導の委託機関
(2) 共同事業で個人データを利用する趣旨	被扶養者の健康の保持・増進のための訪問健康指導及び健康相談
(3) 共同して利用する個人データの項目	被扶養者の健康保険証記号・番号、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢及び健診結果のデータ等
(4) 個人データを取り扱う人の範囲	(共同事業の相手) 委託先の看護師、保健師及び事務担当者等 (当組合) 当組合の常務理事、訪問健康指導事業担当者
(5) 取り扱う人の利用目的	訪問健康事業の事務処理、訪問健康指導及び健康相談
(6) データの管理責任者の氏名または名称	(共同事業の相手) 委託機関の訪問健康指導事業責任者 (当組合) 当組合の常務理事

5. 高額医療給付に関する交付金交付事業

項 目	内 容
(1) 共同事業の相手先	健康保険組合連合会(以下「健保連」という。))とその委託機関
(2) 共同事業で個人データを利用する趣旨	「健康保険法附則第2条に基づく事業」で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。その事業の申請のために、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」と称する。)のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などの記載した書類(交付金交付申請総括明細書)を健保連・組合財政支援グループに提出する。
(3) 共同して利用する個人データの項目	前項総括明細書の記載事項のほか、レセプト記載データの1枚目(請求金額1千万円以上のレセプトについてはレセプトデータの全て)の部分の項目
(4) 個人データを取り扱う人の範囲	(共同事業の相手) 健保連の組合財政支援グループ担当者、健保連の委託機関 (財団法人 社会経済生産性本部・社会情報システム部及び協力会社) (当組合) 当組合の常務理事、高額交付事業担当者
(5) 取り扱う人の利用目的	当組合は(2)の事業申請を行うことにより、交付を受けるために利用する。健保連・組合財政支援グループは、当組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。なお、健保連では、申請の事項等の関係上、レセプトコピーについては、1年間保存し、イメージデータにしたものを4年程度保存している。
(6) データの管理責任者の氏名または名称	(共同事業の相手) 健保連・組合財政支援グループデータ管理責任者; 組合財政支援グループマネージャー (当組合) 当組合のデータ管理責任者; 常務理事